



長かった夏に冬が急かされてか、急に寒くなってきました。みなさま、今年はどんな1年でしたでしょうか？私は、今年もいつも通りの平凡な1年だった感じがします。今年の年末年始は、12/30（火）～1/4（日）まで冬期休業とさせていただきます。休暇中はご不便をおかけしますが、何卒よろしくお願ひいたします。あたたかくされて、よい年をお迎えください。

1. カスハラ



2. 通勤手当



●カスタマーハラスメント対策義務化！

～事業主がやるべきことは？～

→対策が義務化（令和7年2月号参照）されたカスタマーハラスメント（以下カスハラ）について、指針の素案が出されました。

<職場のカスハラ対策>おもなもの（R8.10.1～開始予定）

①事業主の方針等の明確化・周知啓発

→カスハラには毅然と対応し従業員を保護する方針を明確化し周知啓発。カスハラの内容・対処内容を従業員へ周知。

②相談に応じ適切に対応するための体制整備

→相談窓口を従業員へ周知。相談に対し、内容や状況に応じて担当者が適切に対応できるようにすること。

③カスハラへ事後の迅速で適切な対応

→事実を迅速・正確に確認。速やかに適正に被害者へ配慮措置を行う。改めてカスハラに関する指針を周知啓発。

④カスハラ抑止のための措置

→特に悪質なものへの対処方針をあらかじめ定めて従業員へ周知。対処を行うことができる体制の整備。

⑤その他の措置

→相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を行い従業員へ周知。相談したこと等を理由として解雇や不利益な取扱いをしない旨従業員へ周知啓発。

→従業員を雇用する全事業主が対象になります。

今月のトピックス



●健康保険証→マイナ保険証か資格確認書へ～健康保険証は使用不可に！～

R7.12.2から保険証は使えなくなりましたが、R8.3.31までは暫定的に、健康保険証や資格情報のお知らせ持参でも3割等いつもの自己負担割合で受診ができるようになりました。)

●特定在留カード、誕生！～在留カード+マイナンバーカード～

在留カード等もマイナバーカードと一体化させができるようになります。申請は任意で、対象は中長期在留者・特別永住者です。交付手数料は検討中でR8.6.14から開始予定です。)

●通勤手当の非課税限度額、引き上げ！

～今年の年末調整で調整が必要に！～

→自動車等交通用具で通勤する場合の通勤手当の非課税限度額が改正（令和7年10月号参照）されました。R7.4に遡って引き上げのため、年末調整での調整が必要になります。

<新！非課税限度額>（R7.4～）

- ・2 km未満：全額課税→全額課税（現状通り）
- ・2 km以上 10 km未満：4,200円→4,200円（現状通り）
- ・10 km以上 15 km未満：7,100円→7,300円
- ・15 km以上 25 km未満：12,900円→13,500円
- ・25 km以上 35 km未満：18,700円→19,700円
- ・35 km以上 45 km未満：24,400円→25,900円
- ・45 km以上 55 km未満：28,000円→32,300円
- ・55 km以上：31,600円→38,700円

→具体的に、10 kmで7,500円（非課税7,100円・課税400円）だった場合、R7.4以降は非課税7,300円・課税200円に変更となり、11月まで上記支払済の場合は年末調整で200円×8ヶ月=1,600円を非課税へ修正する必要があります。

→R7.4以降、亡くなった従業員・海外転勤等非居住者になった従業員については再度年末調整計算が、退職者については源泉徴収票の再交付が必要になります。

→給与規程で「非課税の限度内で支給」とある場合は、非課税限度がアップしているため差額支給について検討が必要です。



お問い合わせ先

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5F

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578

<http://chukyo-sr.jp/>
 <http://www.facebook.com/chukyosr>

